

浦野家通信



6月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第45号
発行人：所員一同



関西は緊急事態宣言が解除されましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。

今後は感染予防が日常の1コマとなりますが、少しずつ外へ出かけていきたいですね。



感染予防対策を継続させていただきます。

申し訳ございませんが、自粛期間と同様に訪問を控えさせて頂こうと検討しております。
来所もなるべく控えていただき、可能な場合は郵送やメール、お電話でのご対応をお願いしております。

対面でのご対応が必要な場合はマスク着用のままご対応となりますがご容赦ください。

感染拡大の第2波が起こらないよう対策していきますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



今月の税務

6月10日（水）

- ・5月分 源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付

6月15日（月）

- ・所得税の予定納税の通知

6月30日（火）

- ・4月決算法人の確定申告と納税
- ・10月決算法人の中間申告と納税
- ・7.10.1月決算法人の消費税の3か月ごとの中間申告
- ・5月分社会保険料納付
- ・個人住民税普通徴収の第一期の納付



浦野会計事務所は

ペーパーレス化を目指します!!

今回の新型コロナウイルス騒動で、IT化、紙媒体の書類の削減を進めていかなければならないと実感しました。

まずは今後預金通帳の写しやクレジットカードなどの明細はCSVの出力をお願いして、メールで送付していただく方法を検討しています。

今後の対応やCSVでの出力の方法などは個別でお話しさせていただきますと考えています。

皆様にご協力していただくこともあると思いますがどうぞよろしくをお願いいたします。

大阪府休業要請外支援金について。

以前大阪では休業要請対象企業が要請に協力した場合、支援金を支給しましたが、休業要請対象外の業種も新型コロナウイルスにより売り上げ減少など影響が及んでいるのを考慮し、前回休業要請の対象にならなかった企業に支給するというものです。

支給額

- ・中小法人 府内に複数事業所の場合100万 1事業所の場合50万
- ・個人事業主 府内に複数事業所の場合50万 1事業所の場合25万

対象要件

- ・令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。
- ・休業支援金の支給対象でないこと。

※専門家による申請書類の事前確認

個人事業主は申請書提出前に、「専門家による申請書類事前確認書」の「事前確認」を受けてくださいと記載されています。事前確認無しで府に提出すると支給までに時間を要することがあるそうです。

対象の専門家（行政書士・公認会計士・税理士・中小企業診断士）

対象かどうか分からない方や、「事前確認」が必要な方はお気軽にご相談ください！

今月の一杯

UBER EATS

「UBER EATS」にはこの自粛期間大変お世話になりました。ほとんどがラーメンのデリバリーです。。。

- 1位 人類みな麺類 デリバリー専門ミナミ店 3回
- 2位 家系ラーメン本町商店 2回
- 3位 麺屋ガテン 1回



合計6回注文していて、なんと3店舗だけでした笑
人類みな麺類はいつも長蛇の列でなかなか足を運ばなかったのですが、家で楽しめるというのでリピートしてしまい、ラーメンは3種類あったのですが、すべて制覇してしまいました。

緊急事態宣言も解除されたので次は実店舗で味わいたいですね！

☆浦野家に新しい仲間が増えました☆

はじめまして、6月から浦野家の一員となりました中口と申します。
顧客の皆様にご満足いただけるサービスを提供できるよう精進いたします。
出身は、大阪生まれ大阪育ち（ほぼ全人生を大阪で過ごしております。）
趣味は、スポーツ観戦（なんでも見ますが特に野球が好きです、でも運動音痴でなにひとつできません。）
以後よろしく願いいたします。

